

# 名古屋市農業委員会 令和5年第9回総会 議 事 録

1 開催日時 令和5年9月15日（金） 開始：午後2時00分、終了：午後3時00分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、  
中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第69号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第70号議案 農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について

第71号議案 農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第72号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第73号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第74号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第75号議案 農用地利用集積計画の決定について

第76号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②営農型太陽光発電設備の一時転用について

③名古屋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の検証・見直しについて

(4) その他

(5) 閉会

## 令和5年第9回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

1番	小  畠  盛  夫  委員	2番	成  田  秋  義  委員
3番	原  田  晴  充  委員	4番	近  藤  正  俊  委員
5番	阪  野  文  明  委員	6番	石  田  正  彦  委員
7番	川  本  美  幸  委員	8番	箕  浦  基  伸  委員
9番	布  目  巳  佐  子  委員	10番	二  村  利  久  委員
11番	横  井  昭  男  委員		
13番	清  水  久  一  委員	14番	野  間  利  和  委員
15番	安  井  勝  春  委員	16番	横  井  庸  一  郎  委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

17番	森  國  晃  委員	18番	山  口  儀  明  委員
19番	若  松  邦  義  委員	20番	木  村  幸  廣  委員
21番	大  島  誠  委員	22番	伊  藤  正  幸  委員
23番	安  井  正  敏  委員	24番	横  井  慎  一  委員
25番	木  村  正  男  委員	26番	竹  川  孝  司  委員
27番	服  部  勇  夫  委員	28番	安  井  秀  樹  委員

令和 5 年第 9 回総会（令和 5 年 9 月 15 日）

開会（午後 2 時 00 分）

<p>農政課長</p>	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 9 回総会を始めさせていただきます。</p> <p>また、本日は総会後に全員協議会の開催が予定されておりますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいまより、令和 5 年第 9 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、暑くて大変だけれど、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>皆様ご存じのとおり、名古屋市農業委員会におきましては、現在の委員の任期満了が本年 9 月 18 日までであることから、9 月 19 日から新体制へと移行することとなっております。</p> <p>3 年間、農業委員会として共に活動してきたこのメンバーで開催する総会は、本日が最後となります。名残惜しくもありますが、最後までどうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 69 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 76 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について」までの 8 議案の審議を行います。また、報告事項を 3 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p>

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 15 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、石田正彦委員及び横井庸一郎委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 69 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-2 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）  
委員

受付番号 3-2 の農地につきまして、9 月 1 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-2 は、譲渡人が営農規模の縮小のため売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区水里三丁目の1筆は田で、水稻が作付けされ良好に管理されていました。

また、譲受人世帯の所有地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第69号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第69号議案の案件は、許可することといたします。

次に、第70号議案、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号4-2について、15番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）  
委員

受付番号4-2につきまして、竹川推進委員さん及び事務局職員とで、9月4日に調査した結果を報告します。

申請に係る農地、港区新茶屋一丁目の2筆は、農地区分が3種農地の畑で、現況地目は雑種地となっており、現在、未利用

となっています。そのため、始末書を提出してもらい、現地調査の前に、貸出人側との面談を行いました。当該農地は、35年以上前に当時営んでいた事業の為、駐車場として利用していたもので、廃業後、未利用となっていたものです。今後は、他の所有農地の適正利用はもちろんのこと、農地法を順守することを確認しました。

転用の内容は駐車場を設置するものです。借受人は、分散する駐車場を申請地に集約し、事業の効率化を図るために申請に及んだものです。

申請地の周囲の状況は、東側は宅地、西側及び北側は道路、南側は田となっており、周辺農地への被害防除には配慮することです。

事務局で受付時に、申請人が住宅都市局に相談した結果、開発許可は不要であることを確認しております。また、茶屋後土地改良区の意見書・排水同意書があり当該転用事業は土地改良事業に支障がないものと考えられます。

調査の結果、追認で許可をするについて、やむをえないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第70号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第70号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 71 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 について、15 番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）  
委員

受付番号 4-3 につきまして、竹川推進委員さん及び事務局職員とで、9 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件は、令和 4 年 12 月の総会において、分家住宅の建設のため、農業振興地域整備計画の変更について答申をした案件になります。使用貸借権の設定を受ける借受人は、長男が誕生したのを機に親元近くに住み、妻の母の農業の手伝いをしたいと考え、貸主の持つ農地を転用し、住宅建築をするため申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区小川一丁目の 1 筆は、農地区分が 3 種農地の畑で、現在、耕作準備中でした。

申請地の周囲の状況は、北側及び西側は畑、東側は宅地、南側は道路であり、周辺農地への被害防除には配慮することです。

事務局において、住宅都市局にも相談し、開発許可の取得見込みとなっており、資金調達も見込みが立っていることを確認しております。また、小川土地改良区の意見書・排水同意書があり、当該転用事業は土地改良事業に支障がないものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、やむをえないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意

見はございますか。

特にないようです。それでは、第 71 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 71 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 72 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-5 について、19 番、若松委員、お願いいたします。

若松委員

受付番号 2-5 の農地について、9 月 4 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は畑で、柿、イチジクが作付けされており、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-15 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員

受付番号 3-15 の農地につきまして、8 月 31 日に事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-15 の中川区前田西町三丁目の 1 筆の畑は、主た

る従事者の故障により農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願いが出されたものです。なお、病状については、医師の診断書と本人との面談により事務局が確認しております。

以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）      ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 72 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第 72 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 73 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-23 について、18 番、山口委員、お願いいたします。

山口委員            受付番号 1-23 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、9 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。

申請地には、ブドウが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-24 及び 1-25 について、5 番、阪野委員、お願いいたします。

阪野委員

受付番号 1-24 及び 1-25 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、9 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-24 の天白区向が丘二丁目の 2 筆には、梅や柿、ミカンなどが、栽培されていました。

受付番号 1-25 の天白区平針四丁目の 1 筆には、スモモが、同 1 筆には、スモモやミカン、シソが、同 3 筆には一体で、ミカンや柿が、同 1 筆には、スモモやミカン、ギンナンが栽培されており、いずれも果樹畑や畑として良好に管理され、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-15 から 3-18 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員

受付番号 3-15 から 3-18 の農地につきまして、8 月 31 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-15 の中川区大当郎三丁目の 2 筆の畑は、現在サトイモ、サツマイモ、トウガンが作付けされ良好に管理されていました。

受付番号 3-16 の中川区荒子四丁目の 2 筆の畑は、現在ミカン、落花生、エダマメが作付けされ良好に管理されていました。

受付番号 3-17 の中川区戸田明正二丁目の 1 筆の畑は、現在オクラ、エダマメ、ナスが作付けされ良好に管理されていました。

受付番号 3-18 の中川区丹後町 2 丁目の 2 筆の畑は、現在柿、ミカン、サトイモが作付けされ良好に管理されていました。

以上、いずれの申請も証明することにつき、何ら問題はないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-15 から 4-17 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-15 から 4-17 の農地につきまして、木村推進委員さんと事務局職員で、9 月 1 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-15 の西茶屋四丁目の 1 筆は田で、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。

次に、受付番号 4-16 の西茶屋四丁目の 1 筆は田で、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。

引き続きまして、受付番号 4-17 の 3 筆のうち藤高三丁目の 2 筆は田で、稲刈り後の状況となっており、良好に管理されていました。

残りの藤高三丁目の 1 筆は畑で、ゴーヤ、サトイモ、トウモロコシ、サツマイモなどが作付けされ、良好に管理されていました。

いずれの申請も、事務局において申請時に申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。

以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。次に、受付番号 4-18 について、14 番、野間委員、お願いいたします。

野間委員          受付番号 4-18 の農地につきまして、安井推進委員さんと事務局職員で、9 月 4 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-18 の 2 筆は畑で、当地三丁目の 1 筆の畑には、空芯菜、ナス、青トウガラシなどが栽培され、同 1 筆の畑には、ナス、サツマイモ、ゴーヤなどが栽培されていきました。いずれの農地も、肥培管理良好です。

申請の際に、事務局において申請人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。

調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 73 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第 73 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 74 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-3 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号 1-3 について、阪野文明委員と事務局職員で、9 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-3 の願い出の農地は、農地の所有者が亡くなられ、長男が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。瑞穂区弥富町字月見ヶ岡の 1 筆には、ダイコン、タマネギなどの野菜が、同 2 筆には、ミカンなどがそれぞれ栽培されていました。

また、申請者自らが耕作していることを確認し、これまでも農作業に従事していることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると認められます。

以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とすることに、私としては、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 74 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 74 号議案の案件は証明することとい

たします。

次に、第 75 号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料①、②をお配りしておりますのでご覧ください。

それでは、9 ページ及び 10 ページの農用地利用集積計画案の第 8 号及び第 9 号について、23 番、安井委員、お願いいたします。

安井（正）  
委員

農用地利用集積計画案につきまして、9 月 1 日に事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。

本件第 8 号は、新規就農希望者が農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区福島一丁目の 1 筆の畑は現在耕作準備中の状態でした。

申請者は 5 年ほど農業経験があるなか、申請地でも自家用の野菜を栽培したいと考え、本申請に至ったとのことでした。申請地においては、ホウレンソウやイチゴ、レタス、トマトなどを作付け予定とのことでした。これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われま

設定する利用権は、使用貸借権であり、配付資料に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

続きまして、本件第9号は、借受人が再び申請地で野菜を栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の申請がなされたものです。

申請地である中川区水里三丁目の2筆の畑は、令和2年から3年間適切に肥培管理されており、インゲン、サツマイモ、ゴーヤなどが植え付けられ良好に管理されていたことから、今後も適正に耕作されると見込まれます。

設定する利用権は、使用貸借権であり、配付資料に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。

それではここで、第75号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」

により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第18条第3項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第75号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第75号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第76号議案、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について審議を行います。

では、第76号議案について、事務局、お願いします。

農政係長

76号議案について、事務局からご説明させていただきます。

議案のほかに配付資料としましてお手元に、配付資料③の審議のポイントとしまして、「農地中間管理事業の推進に関する法律」と、配付資料④の「農地中間管理事業とは」をお配りしております。

内容としましては、中川区で農地中間管理事業を活用し農地を借り受けている借受人が、ご自身の経営されている会社に耕作の権利移転をしたい旨の申し出がございました。

簡単に申しますと、法人への名義変更となります。経営規模

を拡大することに伴い、担い手としての信頼度の向上や業務の円滑化を図っていききたいとのことでした。

まず、議案のご説明の前に、改めて農地中間管理事業の内容からご説明させていただきます。

配付資料④の表面をご覧ください。

農地中間管理事業は、まず農地の出し手から農地中間管理機構が農地を借り受け、その後、農地中間管理機構が借り受けた農地を受け手に貸し付けるものになります。

それでは次に配付資料④の裏面をご覧ください。

この耕作の権利移転について「農用地利用集積等促進計画」を定める必要があり、今回、皆様にご審議いただくことになりました。その手続きのフローを資料の中ほどに記載させていただいており、農地中間管理機構が名古屋市に農用地利用集積等促進計画を作成するよう依頼があり、市が作成した「農用地利用集積等促進計画案」について、名古屋市長から農業委員会に対し意見聴取があったものです。

今回、「農用地利用集積等促進計画案」が適切に作成されているか否かは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件に該当するか否かがポイントとなります。

配付資料③の審議のポイントをご覧ください。

大きく 3 点に分けてご説明します。

まず 1 点目です。計画内容が、愛知県が作成する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に適合する必要があります。

基本方針では、農地中間管理機構を、担い手への農地集積・集約化などを進める中核的な事業体として最大限に活用することが求められています。こちらに関しては引き続き中間管理機構を活用しておりますので、基本方針に適合しております。

次に2点目です。計画内容が農地中間管理事業規程に適合する必要があります。

農地中間管理事業規程では、受け手を選定する際に「貸付先決定ルール」が定められており、そのルールに沿って受け手を選定する必要があります。引き続き農用地の集積等で規模拡大経営耕地の分散策保の解消に資する等の①～④の4項目ありますが、これらのすべてに適合しております。

最後に3点目です。

計画内容が中間管理事業の促進に関する法律第18条5項2号から5号で定められた基準に適合する必要があります。

農地の全部効率要件や常時従事等の基準がございまして、事務局のヒアリングや、現地調査を行った結果、各号に適合していると考えます。

以上により、本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件に該当するものと考えています。ご意見よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

横井（慎）  
委員

ちょっと教えてほしいんですが、配付資料③の下のほうの3号なんですけど、法人の場合、業務執行の役員のうち一人以上が常時従事するというので、代表取締役が280日従事するって、この280日っていうのは、どこから出たものですか。これただただ口頭だけで出るものですか。それをちょっとお聞きしたいです。お願いします。

農政係長

申請者との面談で従事日数の聞き取りを行っており、その際に申請者から伺った日数となっております。

横井（慎）  
委員

現実を考えて、代表取締役が280日も従事することが可能だと思ってるんですか、本当に。

通常であれば、ほとんど毎日ですよ。土日は休んで毎日じゃないですか、これ。ただ計算しただけじゃないですか。

農政係長

実際に、農地で耕作されている日数だけではなくて、マネジメントですとか、そういったものを含めての日数を反映させていただいております。

横井（慎）  
委員

わかりました。

議長（会長）

よろしいですか。

それではここで、第76号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。16ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）第19条第3項の規定により、名古屋市長から意見聴取があった農用地利用集積等促進計画（案）については、適切に作成されている。

理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の必要な要件に適合しているため。

以上でございます。

それでは、第76号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第76号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和5年8月1日から令和5年8月31日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから6ページにかけては、農地法第3条の3の規定による届出が12件

続いて、7ページから20ページにかけては、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出が41件

続いて、21ページから46ページにかけては、農地法第5

条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 77 件

続いて、47 ページから 48 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 6 件

続いて、49 ページから 50 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 5 件

続いて、51 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 2 件

続いて、52 ページから 53 ページにかけて、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 3 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「営農型太陽光発電設備の一時転用」について、中川農政課長から報告をいただきます。中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

本件は、当初平成 27 年 7 月の農地部会、直近では令和 3 年 3 月の総会において、農地法第 4 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした、中川区富永四丁目の太陽光発電設備に関しまして、半年ごとの「営農型発電設備の下部の農地における農産物の生産に係る状況」を報告するものです。

前回報告をしました、今年 3 月の総会から現在に至る半年間の農作物の生産状況についてご報告します。

「意見書」をご覧ください。

「表 1」に記載のとおり、本農地ではブロッコリー、エダマメ、ミカンを栽培しております。

まず、ブロッコリーについては、夏と冬の二期作を行っており、現状夏の収穫を終えたところですが、目立った病気や害獣被害もなく、収穫高 30.5 キログラム、地域の年間平均単収に対する割合 55.1 パーセントと、順調に栽培できております。

次に、エダマメについては、目立った病気や害獣被害もなく、収穫高 29.6 キログラム、地域の年間平均単収に対する割合 82.9 パーセントと規定の収穫量を確保できました。

最後、ミカンについては、夏ミカン 42.6 キログラム、地域の年間平均単収に対する割合 38.6 パーセント収穫したほか、温州ミカンについても順調に生育中で、冬の収穫に向けて適切に管理していくとのことでした。

以上、いずれの作物についても、耕作地が営農型発電設備の下部に位置することによる直接的な減収の影響は認められないと思われまふ。以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告 (3) 「名古屋市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の検証・見直し」についてです。まず、事務局から説明していただきます。事務局、お願いいたします。

農政係長

では、事務局よりご説明させていただきます。

お手元に配付させていただいております右上に「参考」とある資料をご覧ください。名古屋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」でございますが、平成31年度に、名古屋市農業委員会が策定した最適化指針でございます。

最適化指針とは農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農業委員会が必ず定めるべきものとされているもので、委員の皆様が農地利用の最適化活動の3項目についての目標や推進方法を定めたものです。

項目は①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進です。

資料の「第2」以降に、その3項目に関する具体的な目標と推進方法が記載されておりますので、参考にご確認いただければと思います。

この指針におきましては、各項目の目標年度を2022年度(令和4年度)としております。各項目の実績の評価を行ったうえで、次期指針として見直していく必要があるかと思っております。

以上で説明を終わります。

議長(会長)

ありがとうございました。

それでは、私から最適化指針の検証について、ご報告いたします。

配付しました資料で、右肩に「報告3」と書かれたカラー両面刷りの資料、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の

検証・見直しについて」をご覧ください。

8月総会後に行われた拡大運営委員会におきまして、31年度指針に掲げられている、各項目の目標年度における実績を検証いたしました。各項目の「①実績の評価」のところにそれぞれ記載がありますが、結果、農地利用の最適化活動の3項目全てで、「目標を達成」しておりましたので、ご報告いたします。

続いて、最適化指針の見直しについて、事務局から説明していただきます。事務局、お願いいたします。

農政係長

ご説明いたします。同じくカラー両面刷りの「報告3」についてご説明させていただきます。

まず一つ目。遊休農地の解消目標の案についてでございます。

1 ページの下の方の②目標の設定というところをご覧くださいと思います。

市内の遊休農地の面積は増加傾向にはあるものの、想定よりも緩やかな増加傾向でございます。年々、農地につきましては減少していますので、農地面積における遊休農地の割合は、必然と増えてまいります。こういった状況を鑑みまして、次期指針の目標としましては、今までの遊休農地の割合ではなく、「遊休農地を解消した面積」を目標とし、直近3カ年の遊休農地解消面積の平均「0.28ヘクタール」でございますので、3カ年分をかけまして、「0.8ヘクタール」といった目標値を設定しております。

委員の皆様には、これまでと同様に、日々の農地パトロールや、声かけといった活動を通じて、遊休農地を未然に防ぐこと

や新規発生した遊休農地を早期に解消することに努めていただきたいと存じます。

続きまして、3 ページをご覧ください。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化における目標の案についてです。②の「目標の設定」をご覧ください。

本市では、すでに港区南陽地区で約 6 割、中川区供米田・福島・包里地区で約 9 割の集積がされております。次期指針では、既存の集積面積を維持することを目標として、令和 4 年度実績と同数値の「274.0 ヘクタール」という数値を集積面積の目標とさせていただきました。人・農地プランから地域計画の策定といった制度移行に伴い、関係機関・地元農業者との調整等を図っていく中で、集積面積の拡大につながればと思います。

続きまして、4 ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進における目標の案についてです。

①の実績の評価の内訳を見ていただくとわかりますが、近年新規参入の多くが「利用権」によるもので、農地法 3 条等の他法令ではあまり参入がありません。今年度の法改正により、従来の利用権制度が令和 7 年 3 月末で使えなくなることから、これまでのような利用権設定による新規参入は見込めないことが想定されます。しかしながら、名古屋市農業委員会としては、平成 31 年度指針で定めた令和 4 年度目標と同様の、毎年 2 経営体とし、3 ヶ年で「6 経営体」の新規参入者数を目標と設定しました。これは、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」における、年間 1 人の新規就農者の確保については引き続き努めていくものと定めているにも

即しております。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

ありがとうございました。

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にはないようです。

それでは、先ほど事務局より説明のあったとおり、各項目の目標を設定し、改選後の新しい体制において、次期指針を検討し、決定することといたします。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

農政係長

事務局の方から数点、ご連絡させていただきます。

1点目は、任命委嘱時にお渡しさせていただきました委員バッジ返却の件です。

9月18日をもって任期満了により退任される委員の方につきまして、すでにお返しいただいている方もいらっしゃいますけれども、バッジを事務局までご返却くださいますようお願いいたします。本日お持ちになっている方は、この後事務局にお返しいただければと思いますけれども、本日お持ちでない方につきましては、後日地区農政課にお渡しいただければと思います。

なお、引き続き農業委員・推進委員をされる方は、そのままお持ちいただければと思います。農業委員から推進委員に変わられる方、またその逆に、推進委員から農業委員に変わられる方につきましては、一度バッジを返却していただきますようお願いいたします。

願います。農業委員と推進委員のバッジが違っておりますので、また9月19日に改めてお渡しさせていただきます。

2点目でございます。新農業委員会の次回以降のご連絡になります。

来週9月19日火曜日に、農業委員の任命式、推進委員の委嘱式と、第10回総会を開催する予定となっております。場所はいつものこの12階12C会議室ではなく、名古屋市公館になります。名古屋市国税局の向かい側にあるところなんですけど、ここから少し距離があるところになります。

集合のお時間ですが、農業委員の方は1時50分までに公館にお越してください。推進委員の方につきましては、2時15分までに公館にお越してください。公館にお越しいただきましたら、1階の受付にお立ち寄りいただきまして、受付した後にそれぞれご案内させていただきますので、よろしく願います。当日は集合写真を撮らせていただきますので、よろしく願います。終了時間は概ね4時15分頃を予定しております。半日に渡る長丁場ではありますが、よろしく願います。

翌週になりますが、9月26日火曜日2時から、こちらの会場にて、新農業委員・推進委員向けの研修を予定しております。内容は、農業会議から農業委員会制度や農地利用最適化活動の推進等についてと、名古屋市農業委員会事務局から本市の農業委員会の概要と、審議案件を中心とした農地事務についてを予定しております。ぜひご参加のほうよろしく願います。

最後になりますけれども、本日持ち帰りの資料についてはございませんので、全て机の上に置いたままです。

議長（会長）	<p>事務局からは以上でございます。</p> <p>その他、何かありますでしょうか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和5年第9回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
--------	--

閉会（午後3時00分）